

官民連携による下水道資源有効利用促進制度検討委員会 第2回 主な意見等

1. 日 時 : 平成 23 年 1 月 25 日 (火) 14 : 00~16 : 00
2. 場 所 : TKP 大手町カンファレンスセンター ウェストホール B
3. 議事概要

下水污泥固形燃料化、バイオガス利用、下水熱利用の3点について議論が行われた。主な意見等は以下の通り。

(1) 下水污泥固形燃料化

- ・下水污泥固形燃料化事業については、地球温暖化、污泥の適正処理の観点から今後推進すべき事業であるが、その PFI 事業化については、試算の前提条件について見直す余地（污泥の買取等）はあるものの、イニシャルコストの高さ等に鑑みると、サービス購入型が現実的ではないかとの指摘。
- ・そういった中で、今後、焼却炉から炭化炉への改築に係る自治体の取組インセンティブを高めるためには、低コスト技術の開発や、非廃棄物扱いとなる固形燃料を増やすことを通じたサービス価格の低減化が重要との指摘。
- ・この場合、①JIS 化等品質基準の明確化が廃棄物処理法の廃棄物か否かの判断の一助となり廃棄物扱いでなくなるものを増やしていく上で有効ではないか、②その際には、民間の技術開発が阻害されないよう固定化されない形が良いのではないかと、③自治体への浸透に当たっては、国交省と環境省の連携が重要ではないか等の指摘。

(2) バイオガス利用

- ・バイオガス利用の PFI 事業については、消化槽のイニシャルコストを含めるか否か、今後のコスト削減余地、バイオガス買取価格の動向等によりケースバイケースではないかとの指摘。
- ・その際、バイオガス買取制度の導入については、まずはバイオガス利用・供給の拡大が進んでからとの指摘。
- ・そういった中、今後、現行の建築基準法上の準工業地域内の下水処理場におけるバイオガス利用事業の適用拡大のために、国交省と経産省が連携して有効な対応方策を検討すべきではないかとの指摘。

(3) 下水熱利用

- ・下水熱利用者の選定については、処理場近辺は公益性が高い事業ばかりとは限らないことから、自治体による下水熱ポテンシャルの情報公開を行った上での公募は有効ではないかとの指摘。また、民間事業者による利用提案については、入札方式とセットとする方が有効ではないかとの指摘。
- ・事業の効率性を高めるためには、温度差エネルギーが最大限有効活用されることが重要であるとの指摘。
- ・その際、許容温度値の設定については、処理水の最終放流先である河川等の生態系への影響評価手続きが簡素化されるような観点でのガイドラインの整備が重要であるとの指摘。

以上